

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第47期) 至 平成24年3月31日

株式会社シーボン

東京都港区六本木七丁目18番12号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	2
3 事業の内容	3
4 関係会社の状況	4
5 従業員の状況	4
第2 事業の状況	
1 業績等の概要	5
2 生産、受注及び販売の状況	6
3 対処すべき課題	8
4 事業等のリスク	9
5 経営上の重要な契約等	14
6 研究開発活動	15
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	
1 設備投資等の概要	19
2 主要な設備の状況	19
3 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) ライツプランの内容	22
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(6) 所有者別状況	23
(7) 大株主の状況	23
(8) 議決権の状況	24
(9) ストックオプション制度の内容	24
(10) 従業員株式所有制度の内容	25
2 自己株式の取得等の状況	27
3 配当政策	28
4 株価の推移	28
5 役員の状況	29
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	31
第5 経理の状況	35
1 財務諸表等	
(1) 財務諸表	36
(2) 主な資産及び負債の内容	65
(3) その他	68
第6 提出会社の株式事務の概要	69
第7 提出会社の参考情報	
1 提出会社の親会社等の情報	70
2 その他の参考情報	70
第二部 提出会社の保証会社等の情報	70

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第47期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社シーボン
【英訳名】	C' BON COSMETICS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 靖代
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目18番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	(044) 979-1234 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号 (シーボンパビリオン<メインオフィス>)
【電話番号】	(044) 979-1234 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	14,116,503	14,305,158	14,936,149	14,639,366	14,228,157
経常利益 (千円)	1,129,946	1,245,234	1,392,892	1,397,662	1,426,346
当期純利益 (千円)	545,605	533,005	834,018	674,969	259,421
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	449,547	449,547	449,547	449,547	449,547
発行済株式総数 (株)	424,300	424,300	4,243,000	4,243,000	4,243,000
純資産額 (千円)	7,422,521	7,785,970	8,415,025	8,740,111	8,644,557
総資産額 (千円)	10,117,975	10,366,459	10,945,513	11,031,696	11,099,719
1株当たり純資産額 (円)	17,493.57	18,350.15	1,983.30	2,059.96	2,037.45
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	350 (—)	350 (—)	65 (20)	90 (35)	80 (30)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,285.90	1,256.20	196.56	159.08	61.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	61.14
自己資本比率 (%)	73.4	75.1	76.9	79.2	77.8
自己資本利益率 (%)	7.6	7.0	10.3	7.9	3.0
株価収益率 (倍)	—	—	6.97	10.36	26.97
配当性向 (%)	27.2	27.9	33.1	56.6	130.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,177,228	925,502	1,194,908	1,179,301	529,307
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△193,585	△232,217	△149,440	△302,980	△1,407,678
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△251,142	△357,893	△440,699	△446,877	△359,566
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,086,101	2,421,493	3,026,262	3,455,706	2,217,768
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,031 (776)	1,015 (892)	1,082 (1,001)	1,088 (827)	1,092 (623)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、持分法を適用すべき重要な関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第43期から第45期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 当事業年度より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。これにより、第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 第43期から第44期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第45期の1株当たり配当額には、ジャスダック証券取引所（現 大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード））への上場記念配当20円を含んでおります。
8. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
9. 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年7月16日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2 【沿革】

昭和41年1月	化粧品製造・販売を目的として、資本金10,000千円にて東京都中央区西八丁堀（現 東京都中央区八丁堀）にシーボン化粧品株式会社を設立 自社による訪問販売を展開するとともに、販売の効率化を図るため、販売代理店による販売網を拡充
7月	本店を東京都豊島区東池袋へ移転
10月	本店を東京都港区麻布三河台町（現 東京都港区六本木）へ移転 同時に商号を株式会社シーボン化粧品総合本舗に変更
昭和43年4月	化粧品の生産拠点として、栃木県河内郡上三川町に子会社シーボン株式会社を設立
昭和48年7月	東京都港区六本木に総合本舗ビル「シーボンクイーンビル」落成 同時に本店を同地（現在地）へ移転
昭和49年8月	環境問題に取り組むため、栃木県の指導によりシーボン株式会社工場に汚水処理の排水浄化設備を導入
昭和61年8月	化粧品の販売とアフターサービスの提供を行うシステムを導入、直営店を会員制サロン「シーボンビューティスタジオ」とし、以降、直営店舗を展開
平成4年1月	商号を株式会社シーボンに変更し、同時に生産子会社シーボン株式会社の商号をシーボンプロダクツ株式会社に変更
平成6年4月	サロン名を「シーボンビューティスタジオ」から「シーボンフェイシャリストサロン」に変更
10月	顧客の基礎情報、販売情報に加え、肌情報も管理する顧客管理システム（通称：フェイシャルコンピュータ）を開発し、全店に導入
平成7年10月	シーボンプロダクツ株式会社から営業のすべてを譲受、シーボン栃木工場（現「シーボン美容研究所」）とする（シーボンプロダクツ株式会社は解散）
平成9年4月	社員研修センター「シーボンパビリオン」を神奈川県川崎市宮前区菅生に竣工
平成10年6月	本店ビルを改装し、B1F～4Fにネイル、ボディ、鍼灸、ヘアを備えた総合美容サロン「シーボン美癒」オープン
平成12年5月	大阪予約センター開設 以降電話勧誘を行う予約センターを各地に展開
平成15年1月	通信販売等を担当するカスタマーセンター開設
平成16年11月	アンテナサロンとして「C' B O N G I N Z A」オープン
平成17年11月	神奈川県川崎市宮前区菅生に「シーボンパビリオン<メインオフィス>」を竣工、本社機能を東京都港区六本木より移設
平成21年9月	ジャスダック証券取引所（現 大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に株式を上場（平成24年6月上場廃止）
平成22年4月	西日本の販売網強化のため、関西事務所を開設
平成23年4月	シーボン美容研究所（栃木工場）において、品質マネジメントシステム「ISO9001」認証取得
平成24年3月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は、スキンケア製品を中心とする化粧品及び医薬部外品（以下、単に「化粧品」という）の製造販売会社であり、自社工場「シーボン美容研究所」で製造した製品を「シーボンフェイシャリストサロン」と称する直営の専門店で販売しております。また、会員制度を導入し、顧客に対し、化粧品購入後も正しい使用方法を促すため、アフターサービスを提供しております。

スキンケア製品には、洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の日常的に使用するベーシック製品と美容液・クリーム・パック等のお手入れ等の目的に応じて使い分けるためのスペシャル製品があります。その他、リップ・アイシャドウ・チーク・ファンデーション、ネイル等のメイクアップ製品やシャンプー・リンス等のボディ関連製品も扱っております。

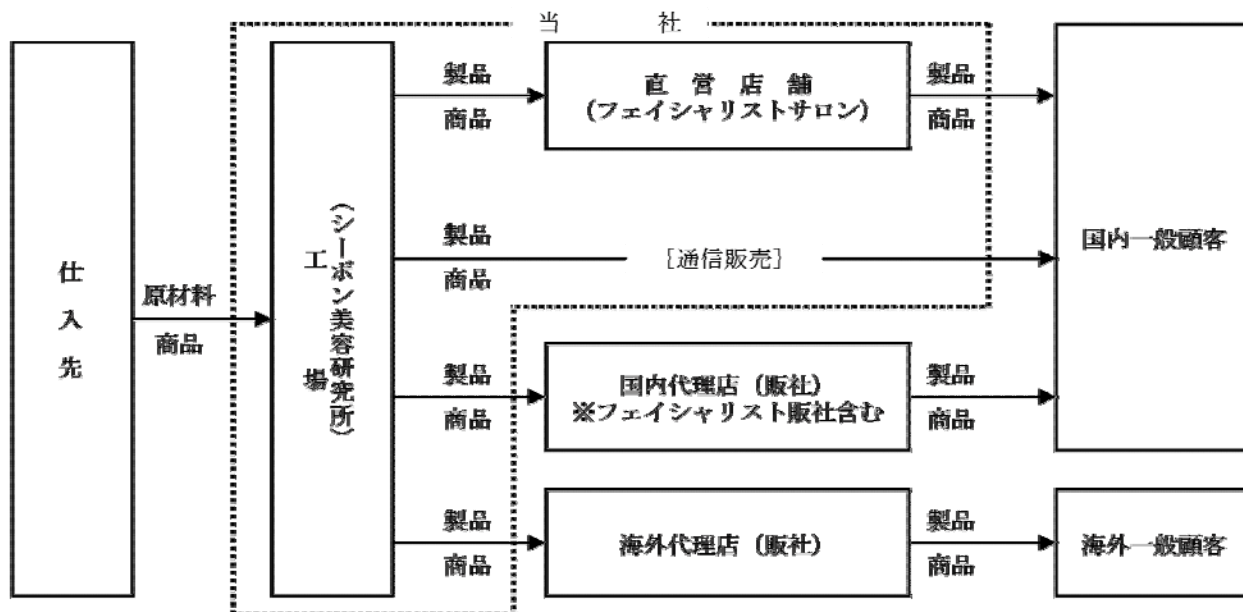
当社には、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社はありません。また、当社は単一セグメントのため、当社事業を3つの事業体制群に分類し、それぞれの事業の内容を以下に記載いたします。

- (注) 1. スキンケア製品とは、肌質自体を整え、皮膚を清潔にし、健康な状態にするのを目的とする基礎化粧品です。
2. メイクアップ製品とは、肌に塗布することで、肌に色を与えて気になる部分を隠したり、一時的に美しくする等を目的とする化粧品です。

事業体制	特徴
製造	栃木県にあるシーボン美容研究所で、化粧品GMPに準拠した製造管理、品質管理により、医薬部外品を中心に製造しております。また、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得しております。顧客にできる限り新鮮な製品を提供するという方針のもと、店舗在庫をリアルタイムで管理し、販売との同期化を図る小ロット生産体制を確立しております。ただし、メイクアップ製品等は製造を外部に委託し、一部製品において包装工程をシーボン美容研究所で行っております。主力ブランドの「フェイシャリスト」を軸に、エイジングケア用「コンセントレート」、お肌の悩み別の薬用美容液「シーボンMD」、代理店、ドラッグストア等の店頭販売向けの「シーボンDR」等のブランドを展開しております。
販売	当社では、インターネットや雑誌、新聞折込チラシ等への広告出稿のほか、電話勧誘や各種イベント会場・駅前・街頭等においてデモンストレーション及び試供品の配布等を行い、見込み顧客をフェイシャリストサロンにおける当社製品及びアフターサービスの有償体験に誘致しております。 来店顧客に対しては、有償体験とともに、美容販売員が自宅での正しい使い方やお手入れ方法のアドバイス等化粧品全般と肌状態に関するカウンセリングを実施し、顧客の肌状態にあったホームケア化粧品を販売する手法を採っております。 それ以外の販売経路として通信販売、国内代理店販売、海外代理店販売があります。国内代理店の中には、フェイシャリスト販売と称する直営店舗同様の販売方法を採る代理店があります。
アフターサービス	当社は、直営店舗、フェイシャリスト販売及び通信販売の顧客を会員として登録するとともに、「会員アフターサービス規約」に基づき、ホームケア製品の購入金額に応じたポイント「シーボンビューティアップポイント」を付与し、ポイント数に応じて、アフターサービスを提供しております。アフターサービスの際に、顧客の要望により、無料のフェイシャルサービスに加え、別途購入するパックセット等を用いたフェイシャルサービスの提供も行っております。

- (注) 1. 化粧品GMPとは、化粧品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する日本化粧品工業連合会の自主基準であります。GMPとは「Good Manufacturing Practice」の略称です。
2. アフターサービスとは、カウンセリングに基づくスキンケアアドバイスとフェイシャルサービス等でありませ

なお、取引の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,092 (623)	33.7	6.5	4,403,121

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の () は、外数で臨時従業員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む) の年間の平均雇用人員であります。

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業部門等の名称	従業員数 (人)
本社部門	157 (117)
直販営業部門	895 (458)
生産部門	40 (48)
合計	1,092 (623)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の () は、外数で臨時従業員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む) の年間の平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、国内景気は緩やかな回復の兆しが見られるものの、円高や欧州財政危機等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する化粧品業界におきましては、国内市場がほぼ成熟している中で異業種の参入等により競争が激化しており、厳しい事業環境が続いております。また、当社の主力製品であるスキンケア製品におきましては、経済産業省の化粧品統計表（平成23年4月から平成24年3月まで）によりますと、国内の販売金額が前年同期を下回る結果となり、予断を許さない状況となっております。

こうした経営環境の中、当社は創業以来、「お客様の美を創造し演出する会社」として、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、化粧品の研究・開発、製造から販売、アフターサービスに至るまでの製販サービス一体の事業展開を行い、化粧品にアフターサービスという独自の付加価値をつけることにより、他メーカーとの差別化を図っております。

当社独自の事業活動を推し進めてきた結果、当社は平成24年3月22日付で東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。今後もステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、業容の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

当事業年度における主な販売活動としては、新店の開設、及び東日本大震災に伴い自粛しておりました集客活動の再開と集客方法の多様化による新規顧客の獲得を行うとともに、既存顧客に対するきめ細やかなサービスと顧客ニーズに対応した製品を提供してまいりました。

店舗におきましては、5月には江坂東急プラザオッツ店（現 江坂オッツ店）、11月には久喜パークタウン店をオープンし、販売網の強化を図りました。一方、店舗運営の合理化のため、金沢店とイオン御経塚店を統合し、新たに金沢御経塚店としてオープンいたしました。以上の結果、直営店舗は、合計104店舗となりました。

新規顧客の獲得におきましては、イベント集客を中心に徐々に集客活動を再開するとともに、異業種企業との集客タイアップ等集客方法の多様化を進めてまいりました。また、教育研修制度の充実により接客力の向上を図ることと既存顧客からのご紹介による来店にも注力してまいりました。

既存顧客におきましては、季節に応じたスキンケアの訴求や定番美容液『F Pプログラム14S』の増量キャンペーン（9月）、歳末キャンペーン（12月）、毎年恒例の『ファーマントパウダー』増量キャンペーン（2月）等、定期的に店舗へご来店いただける企画を実施いたしました。また、顧客満足度向上のために、メールアンケートを積極的に活用したきめ細やかなサービスの提供など、顧客管理体制の強化を徹底し、顧客の来店促進を行ってまいりました。

製品におきましては、下記のとおり期間限定製品等を発売いたしました。

- ・ 4月：紫外線量が気になる春からの美白対策として、美白スキンケアラインのホワイトシリーズより、期間限定セットを発売。
- ・ 5月：3ステップの美白ケアプログラムとして、毎年人気の『SPA BA』をさらにバージョンアップした夏季限定のスペシャルセットを発売。
- ・ 7月：美白スキンケアラインのホワイトシリーズより、気になる部分を集中ケアし、明るい素肌へ導く薬用美白クリーム『ブライトクリーム』とシートタイプのエッセンスパック『フレッシュセラムマスク』を発売。
- ・ 8月：夏のダメージ肌に働きかけるサロンケア専用のスペシャルケアセット『SPA PJ-W』を数量限定で発売。
- ・ 10月：高級エイジングケアラインのコンセントレートシリーズより、夜専用のスキンケア3アイテム『バイタルクリーム』『ハイドレーター』『ナイトセラムS』を新発売。
- ・ 11月：初のサプリメントとして平成22年11月に発売した『アサイベリー』をバージョンアップした『アサイベリーQ10』を新発売。
また、睡眠中の肌機能に着目した『SPA CONCENTRATE NP』及びオリジナル酵素ドリンク『葡萄美人-2011』を数量限定で発売。
- ・ 12月：ボディ用の保湿美容液『MEボディエッセンスS』をリニューアル発売。
- ・ 1月：人気製品である『トリートメント マセ』をベースに、優雅なローズの香りとエイジングケアをプラスした『コンセントレート NPマセ』を数量限定で発売。
- ・ 3月：素肌の美しさを引き立たせる『メイクアップライン』を新発売。

以上の販売活動を実施した結果、直営店舗における売上高は13,854,768千円（前年同期比2.9%減）となりました。また、当社は東京化粧品厚生年金基金に加入しておりましたが、将来的に財務面でのリスクが懸念されるため、同基金から脱退し、これに伴う特別掛金772,147千円を特別損失として計上いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高14,228,157千円（前年同期比2.8%減）、営業利益1,394,544千円（前年同期比3.8%増）、経常利益1,426,346千円（前年同期比2.1%増）、当期純利益259,421千円（前年同期比61.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益等により増加したものの、有形固定資産の取得による支出、定期預金の預入による支出等により、前事業年度末に比べ1,237,937千円減少し、当事業年度末には2,217,768千円（前年同期比35.8%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動の結果得られた資金は529,307千円（前年同期比55.1%減）となりました。これは主に、税引前当期純利益603,370千円、減価償却費293,824千円、売上債権の増加159,616千円、法人税等の支払額270,108千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は1,407,678千円（前年同期比364.6%増）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1,000,000千円、有形固定資産の取得による支出259,611千円、投資有価証券の取得による支出125,216千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は359,566千円（前年同期比19.5%減）となりました。これは主に、配当金の支払359,533千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

区分		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
スキンケア	ベーシック (千円)	5,060,904	86.2
	スペシャル (千円)	12,358,742	108.4
メイクアップ (千円)		67,739	28.9
その他 (千円)		50,342	54.3
合計 (千円)		17,537,729	99.6

(注) 1. 上記金額は、販売単価によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。

ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品

スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

4. 上記区分メイクアップの減少要因は、当該製品の発売に伴い自社生産から外部生産（商品仕入）へと切り替えたことによるものであります。また、その他の減少要因は、株主優待品等の減少によるものであります。

② 仕入実績

区分	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
商品仕入 (千円)	200,722	201.6
原材料仕入 (千円)	1,184,866	99.3
合計 (千円)	1,385,588	107.2

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 商品仕入の増加要因は、新発売の「メイクアップライン」等によるものであります。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

区分		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)	
製品	スキンケア	ベーシック (千円)	3,812,675	82.1
		スペシャル (千円)	9,846,857	104.0
	メイクアップ (千円)	119,019	88.6	
	その他 (千円)	22,924	104.7	
	小計 (千円)	13,801,476	96.7	
商品	美容関係器具・小物 (千円)	37,905	94.2	
	その他 (千円)	221,317	150.7	
	小計 (千円)	259,223	138.6	
その他 (千円)		167,457	93.2	
合計 (千円)		14,228,157	97.2	

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。
ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品
スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品
3. 上記区分商品のその他の増加要因は、バージョンアップ発売の「アサイベリーQ10」及び新発売の「メイクアップライン」等によるものであります。
4. 最近2事業年度の主要な販路及び販路別売上高及び割合は、次のとおりであります。

販路別	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
直営店舗	14,268,326	97.5	13,854,768	97.4
通信販売	162,340	1.1	166,060	1.1
国内代理店	189,806	1.3	182,142	1.3
海外代理店	18,892	0.1	25,186	0.2
合計 (千円)	14,639,366	100.0	14,228,157	100.0

3 【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様の美を創造し演出する会社」として、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、製品の研究・開発、製造から販売、アフターサービスに至るまで、製販サービス一体の事業展開を行い、確かな品質の製品を顧客に自信をもってお届けし、最後の一滴まで満足して使っていただくためのサポート活動を今後も行ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、継続的な事業の拡大を通じて、企業価値と企業体力を高めていくことを経営の目標に掲げております。経営指標としては、事業及び企業の収益力を表す各利益項目を重視し、特に売上高、経常利益の増額と経常利益率の改善を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、平成25年3月期から平成27年3月期までの中期経営計画の経営指針として「顧客数の拡大」を掲げ、ブランド力の強化等により新規顧客の獲得を推し進め、顧客満足度の向上や会員向けサービスの拡充を図ることで既存顧客のロイヤルカスタマー化を目指してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

中期経営計画実現のための重点課題として「新規集客力の強化」、「既存顧客の継続率の向上」、「顧客受入れ態勢の強化」の3つの項目を掲げております。

①新規集客力の強化

一貫したブランディングのもと、メディアミックスを駆使した広告を展開することで、イベントをはじめとする各種集客活動を行いやすい環境を整え、異業種企業との集客タイアップやWEBマーケティング等を積極的に展開し、集客力を向上させます。

また、インターネットによる通販事業の強化や、関西を中心とした空白地域への出店地域の拡大により、新たな販売チャネルを開拓してまいります。

トライアルメンバー（サロンを体験利用された未契約の顧客）やオンラインメンバー（当社ウェブサイト上で会員登録された顧客）等の見込顧客の顧客化を実現し、ご利用いただいた顧客に対し、一人一人に適した美容情報の提供など、顧客ニーズを的確に把握したきめ細やかなサービスを提供することで、口コミによるブランドイメージの向上や紹介による新規顧客の獲得につなげてまいります。

これらの施策により、『シーボン』ブランドを一層強固なものにし、新規顧客の獲得を目指してまいります。

②既存顧客の継続率の向上

顧客が継続して当社をご利用いただくためには、顧客満足度の向上が重要な課題であると考えております。そこで、これまで運用してきた顧客志向のサービス評価制度（顧客満足度評価の結果を店舗美容販売員の評価にフィードバックする制度）を継続するとともに、メールアンケートの活用を通じてこれまで蓄積してきた顧客情報を分析することにより、製品・サービスの質の向上を図ってまいります。また、ロイヤルカスタマーとしてご愛用いただいている顧客へのサービス内容を見直し、継続してご利用いただくことでインセンティブが付加される魅力的なサービスを実現いたします。

さらに、顧客の消費環境の変化や様々な顧客ニーズに対応するため、サロンのチャネルと通販のチャネルの相乗効果を図ることで、既存顧客の継続率を向上してまいります。

③顧客受入れ態勢の強化

顧客が当社を継続してご利用いただくためには、店舗美容販売員の接客の質の向上が不可欠です。当社は、優秀な人材の確保・育成とともに、やりがいのある仕事や働きやすい職場環境を提供することにより従業員満足度が向上することで、従業員の個性や能力が顧客満足度の向上につながるように十分に発揮され、安定的成長につながっていくと考えております。

そのためには、ホームページやリクルートブック等の様々なツールを活用し、当社で働くことの価値を訴求することで、採用ブランド力を強化し、優秀な人材の確保・育成を図ってまいります。そして、ダイバーシティの推進や人事・研修制度を充実することで、従業員の満足度向上と定着化を図り、従業員のパフォーマンスを最大化できる職場環境を整えてまいります。

また、顧客ニーズを的確に捉えた製品開発体制の強化も重要な課題であると考え、特徴ある製品ラインを投入することで差別化を図り、多くの顧客からのご支持が得られるようにしてまいります。

従来から引き続き、当社の強みでもある機能別製品の更なる充実を図るため、業界の技術動向や市場ニーズを調査するとともに、研究開発部門への積極的な人材投入、設備投資、外部研究機関との提携などにより、研究開発力を強化します。さらに、ISO9001による品質管理体制の継続的改善を進めていく一方で、需要の変動に対して生産を柔軟に調整できるより機動的な生産体制と、在庫の適正化と在庫回転率の向上を同時に実現できる物流体制を構築するための設備投資を行ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、重要であると考えられるものについては、投資者に対する適時情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生の防止に努めてまいりますが、以下のリスクは全てを網羅したわけではなく、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。なお、本項における将来に関する事項については、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

1. 当事業について

(1) 化粧品業界の動向と当社の事業戦略について

当社は、化粧品の製造販売を主要事業としております。当社が属する化粧品業界は、既に成熟した国内市場での限られたシェアをめぐる企業間競争の中、化粧品の出荷高は近年横ばい傾向にあり、異業種からの参入も相まって厳しさを増しております。

当社の取扱う製商品は、自然由来成分に着目したスキンケア製品が主となっております。今後も顧客のニーズに合致した製商品を開発し、当社製商品の特徴を訴求していく方針であり、「製販サービス一体」にこだわり、高機能な製品の提供と直営店舗でのアフターサービスの実施という独自の事業形態をアピールすることによる認知度の向上や、顧客ニーズを捉えた機動的な新製品の開発等を推し進めてまいります。これらの事業戦略は、事業環境を踏まえ十分な検討を経たうえで積極的に実施する方針ではありますが、顧客のニーズが多岐にわたる化粧品業界において、当社の事業戦略が顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社の取扱製品は比較的高価格であり、個人消費動向等の景気変動の影響を受ける可能性があるほか、当社の顧客層は比較的所得の高い中高年層が多いことから、特にこの中高年層の消費動向に影響を受ける可能性があります。

また、デフレ経済、消費者保護の動きが強まる中、当社はそれぞれの対応策を実行してまいります。これらが奏功しなかった場合も、同様の影響を受ける可能性があります。

(2) 販売体制について

当社の販売網は、直営店舗（97.4%）・通信販売（1.1%）・国内代理店（1.3%）・海外代理店（0.2%）で構成され（括弧内は平成24年3月期の全社売上高に占める割合）、直営店舗での販売が売上の大半を占めます。これは、店舗美容販売員が直接、接客対応し、顧客の肌状態にあったホームケア化粧品を選び、自宅での正しい使い方やお手入れ方法のアドバイスなど、化粧品全般に関するカウンセリングを実施する直営店舗展開が効果的と判断したこと起因しております。

しかしながら、顧客のニーズが多岐にわたる化粧品業界において、当社の販売体制が顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) アフターサービスについて

当社は、顧客を会員として登録するとともに、「会員アフターサービス規約」による会員区分に基づき、ホームケア製品の購入金額に応じたポイント（正式名称は、「シーボンビューティアップポイント」）を付与し、ポイント数に応じて無償でアフターサービス（カウンセリングに基づくスキンケアアドバイスとフェイシャルサービス等）を提供しております。

今後も顧客満足度向上を図るべく、様々な営業戦略を展開していく過程において、当該会員アフターサービス規約に変更を加える場合がありますが、これらの営業戦略及びそれに伴う会員アフターサービス規約の変更が奏功しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社の主力製品と製品開発について

当社の主力製品は、スキンケア製品（洗顔、化粧水、乳液、美容液、クリーム等）です。これらのスキンケア製品の売上は、平成24年3月期において売上全体の96.0%を占め、これらの製品の売上動向は、当社の業績に大きな影響があります。

当社は、顧客に長くご愛顧いただけるよう息の長い製品作りを目指しており、発売開始からリニューアルまで数年間にわたることが通例であります。製品開発活動においては、市場動向は元より、当社会員による年24万通以上のメールアンケートや集積された肌情報を検証するなど、顧客ニーズを踏まえ十分な検討を経た上で実施していく方針ではありますが、想定した成果が得られない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規顧客サービスについて

当社では、新規顧客開拓のために、電話勧誘やチラシ広告の配布、各種イベント会場・駅前・街頭等におけるデモンストレーション及び試供品の配布等を行っております。また、当社の「製販サービス一体」という化粧品にアフターサービスという独自の付加価値をつける特徴を認知していただくために、初めて来店していただいた顧客に対して、会員に購入金額に応じて提供するアフターサービスとほぼ同一のサービスを有償で提供しております。

これらの営業戦略が、見込み顧客のニーズ喚起に奏功しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 販売・来店促進キャンペーンについて

当社は販売・来店促進のために、主力製品の増量キャンペーンや推奨製品の購入に応じて景品をプレゼントするキャンペーン等を行うことがあります。当該キャンペーンが顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 国内代理店「フェイシャリスト販社」について

当社の国内代理店の中で、一部当社の直営店舗と同様の販売及びアフターサービスを行っている店舗（フェイシャリスト販社）があります。（平成24年3月末現在6店舗）

当社は、これらの代理店の店舗が当社直営店舗と同様のサービス水準を保つために、直営店舗と同様の教育カリキュラムの実施、また当社内部監査課による内部監査の実施等を行っております。しかしながら、何らかの原因で当社直営店舗と同様のサービス水準を保てない場合、当社直営店舗での販売活動に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の生産体制について

(1) 製造拠点について

当社製品の製造拠点は、栃木県の自社工場1ヶ所のみとなっております。取引先との良好な関係を築いており、万が一に備えた提携工場の確保等対策を講じておりますが、天災等に見舞われ生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、当社製商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料の仕入について

当社は、一部の製品において使用する原材料の仕入を特定の仕入先に依存しております。当社は、仕入先と良好な関係を保持しており、安定的に仕入のできる体制を構築しておりますが、供給会社における事業継続不能な不測の事態の発生、原料不足や原油価格の変動等何らかの理由により、必要な原材料等の適正な価格による継続的な供給を受けることができなくなった場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製商品の品質や安全性について

当社は、製商品の品質や安全性を保つために化粧品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する製造基準である化粧品GMP基準に沿った仕様で、当社独自の品質評価基準を設定し、厳しい品質チェックを行っておりますが、当社の製商品及び競合他社の製商品、並びにそれらの原材料の品質や安全性について疑義が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。結果的に当社の製商品に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受ける可能性があります。

3. 当社事業に対する法的規制等について

(1) 当社事業の製造に関連する法的規制について

当社は、自社工場で化粧品を製造しており、医薬品、医薬部外品、化粧品の品質・有効性及び安全性の確保を目的する薬事法及び関連規程をはじめとした、品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を受けており、当社の主力製品（スキンケア製品等）の多くが、薬事法に定める医薬部外品として承認を得ております。また、当社では「化粧品製造業」及び「医薬部外品製造業」の許可を得ております。当該諸法令による規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、これらに抵触することとなった場合は、行政処分等の対象となることがあり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 薬事法

国内において医薬部外品及び化粧品を製造販売するためには、製造販売業の許可を必要とし、当社はその許可を取得しております。これらの許可は、5年毎に更新を行うこととなっておりますが、法令違反等があった場合には、許可の更新を拒否され、又は許可を取り消されることがあり、製造設備においても厚生労働省令で定める基準に適合しない場合等には、その使用を禁止されることがあります。

また、化粧品及び医薬部外品は、本法において広告に関する規定があり、虚偽又は誤解を招く恐れのある事項や承認を受けていない効能又は効果を宣伝することは禁止されていることから、社内に審査機関を設置し事前確認を行うこととしております。

(化粧品・医薬部外品の製造及び販売事業に係る主要な許可の取得状況等)

許可の名称	有効期間	取消事由及び該当状況
化粧品製造業許可	平成27年9月30日まで（5年毎の更新）	（許可の取消） 薬事法第75条に定められる事由に該当した場合 （該当状況） 上記取消事由に該当する事項はありません。
医薬部外品製造業許可	平成27年9月30日まで（5年毎の更新）	
化粧品製造販売業許可	平成27年9月30日まで（5年毎の更新）	
医薬部外品製造販売業許可	平成27年9月30日まで（5年毎の更新）	

② その他法的規制等

当社は、化粧品の製造及び国内での販売のほか、海外3カ国に輸出をしております。これらの事業展開に当たっては、本法をはじめとするその国々の法令等を遵守する必要があります。海外輸出に当たっては、関税等の輸出入規制や各国独特の原料規制等があり、これらの最新の情報収集に努め対応しております。将来において、これら法令等の改正又は新たな法令等の制定により、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社事業の販売及びサービスに関連する法的規制について

当社は、電話による集客や通信販売を行っていることによる「特定商取引に関する法律」の規制、個人消費者に対し、予め店舗美容販売員によるカウンセリングを実施した上で販売勧誘を行うことによる「消費者契約法」の規制など、個人消費者保護の観点から制定された各種法令の規制を受けております。当社では、社員教育の実施や管理体制の構築等により当該諸法令の遵守を徹底しておりますが、万が一、これらに抵触することとなった場合は、行政処分等の対象となることがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

① 特定商取引に関する法律

本法は、訪問販売や通信販売、特定継続的役務提供等の特定取引の公正化を図り、消費者の保護を図るための法律であります。当社では、『本項1. 当社事業について (5) 新規顧客サービスについて』において記載のとおり新規顧客の開拓を行っておりますが、電話勧誘の際には、事業社名、販売目的等の告知を徹底するとともに、デモンストレーション及び試供品配布等に際しても、有償体験に勧誘する場合には、見込み客に検討する機会を与えるために店舗に同行しないことなどを社員教育等を通じて徹底し、本法に抵触しないことは元より疑義が生じることがないように対応しております。

また当社は、契約の勧奨におきましては、事実を誤認させるような行為や威迫により困惑させるような行為を社内規程、ルールで一切厳禁とするとともに、定期的な社員教育により本法の趣旨を理解させ、遵守徹底を図っております。契約に際しては、書面交付の義務付け、「会員アフターサービス規約」の説明を行い、その内容を十分にご説明し、納得いただいた上で契約を行っております。さらに、当社の通信販売においては当然のことながら、本法の趣旨を鑑み、店舗販売の場合にもクーリング・オフ制度を設定しております。

本法については、適宜情報収集を行い、社員教育に繋げておりますが、万が一、本法に違反するような行為やそのように誤認される行為があった場合や、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、行政機関による指導又は業務停止命令の対象となることがあり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 消費者契約法

本法は、民法の契約者双方が対等という原則から一步踏み込み、契約内容においてより多くの情報を持ち交渉力に優る事業者から一般消費者を守るための法律であります。当社は、本法に基づく販売マニュアル等を作成し、定期的な社員教育により本法の遵守徹底を図っております。適宜情報収集し、社員教育に繋げておりますが、万が一、本法に違反するような行為やそのように誤認される行為があった場合や、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、行政機関による指導又は業務停止命令の対象となることがあり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不当景品類及び不当表示防止法

本法は、一般消費者の利益の確保と公正な競争の確保を目的に制定され、不当表示や過大な景品類の提供を規制しております。当社は、営業戦略の一環として、顧客を直営店舗へ誘致するべく、顧客に対し無料サンプルの配布やプレゼントの贈呈を行っており、本法の規制を受けております。また、当社は営業戦略の一貫として積極的な広告展開を行っておりますが、広告掲載前に社内の審査機関の事前確認を実施するなど、不実の内容や誇大な表現を排除し、本法に違反しないように十分に留意しております。また、定期的に監督官庁からの情報収集を行っております。しかしながら、将来的な法令解釈の変更や規制範囲の拡大等により、当社の広告展開が制約される可能性があります。

④ 個人情報の保護に関する法律

当社は、顧客の氏名・住所・生年月日又は年齢、電話番号、Eメールアドレス等の個人情報のほか、製商品の使用方法等に関して適切なカウンセリングを行うために、必要な範囲で顧客の生活状況、健康状態等を確認させていただくことがあるとともに、化粧品の購買履歴や肌情報等の顧客のプライベートな情報を入手する立場にあり、本法に定められた個人情報取扱業者に該当いたします。また、当社は、それら個人情報を、直営店舗・工場・カスタマーセンター・フェイスリスト販社等で共有しており、個人情報を格納するサーバーには厳格にアクセス制限をかけた上で、社内ネットワークとも物理的に隔離しております。

当社は、個人情報保護方針の開示等、本法に規定された個人情報取扱業者として必要な措置を講じているほか、社内にて個人情報の取扱に関するルールを設定し情報漏洩の事故防止を図るとともに、社員教育を中心とした社内管理体制の強化や、外部からの不正アクセス等に対する情報システムの強化等により、情報セキュリティマネジメントの向上を図り、情報漏洩の絶無を図るべく強固な事故防止体制をとっております。しかしながら、何らかの原因で当社が保有している個人情報が漏洩するなどした場合、会社の信用失墜による売上高の減少、又は損害賠償による費用の発生等が起こることも考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

当社直営店舗及びフェイシャルリスト販社では、主にフェイシャルサービスを提供しております。また、六本木本店及び銀座店にて開設している鍼灸院では、本法に基づく鍼灸師の資格を有した者が、鍼による治療の他、鍼とフェイシャルサービスを組み合わせた美容目的の役務を提供しております。

これらのフェイシャルサービスや美容目的の役務については、美容目的であり、医療行為や医療類似行為に該当しない範囲で行うものであることを顧客が理解できるよう、研修等を通じてマニュアルの周知徹底に努めております。しかし、近年、消費者保護を背景とした規制の動きが強まっており、将来的な法令解釈の変更や規制範囲の拡大等の可能性があります、当社の事業活動が制約される可能性があります。

4. 店舗政策について

(1) 出店方針等について

当社は、北海道から九州まで全国に104店舗（平成24年3月末現在）の直営店舗を有しております。出店については、商業集積地区等で高い集客が見込める物件を、当社の出店基準に基づき選択しております。当社は、店舗の採算性を最も重視しているため、賃料等の出店条件に見合う物件の確保や当該店舗の店舗美容販売員の十分な確保ができないことにより出店計画が遅れる場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 敷金保証金の返還について

当社は、直営店舗にて製商品の販売及びアフターサービスを顧客に提供しておりますが、建物賃貸借契約時に賃貸人に対して、敷金保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、平成24年3月期末において811,669千円（総資産に占める割合7.3%）であります。当該保証金は、期間満了時等による契約解消時に、契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等により、その一部又は全額が回収できなくなる可能性があります。また、当社の店舗の業績悪化等により、契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合には、契約内容に従って契約違反金の支払が必要となる場合があります、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 店舗の移設・改装にかかる特別損失の可能性

当社は、顧客にとって快適な店舗作りを目指し、顧客数の増加に伴う店舗規模の拡大のための移転やより活気のある地域への移転、老朽化した店舗設備の改装等により、顧客満足度の向上に努めております。

これらの営業戦略により、固定資産の除却損等の特別損失が発生する場合があります。

過去に発生した特別損失は以下のとおりです。

	平成23年3月期	平成24年3月期
固定資産除却損（千円）	23,273	21,905

5. 組織について

(1) 店舗人員の確保・育成について

当社の事業には、直営店舗にて、直接顧客と接する店舗美容販売員の人材確保が必要不可欠であります。当社の製商品の販売は、店舗美容販売員の販売力にある程度依存しており、店舗美容販売員に対する教育を長期的に徹底して行うことによりスキルアップを図り、また、社員満足度の向上を目的とした人事ローテーションの実施や、キャリアパスの整備、合理的な人事評価制度の充実等により職場環境の活性化を図り、より優れた人材の確保に努めております。しかしながら、労働環境の変化などにより、予定どおり人材の確保・育成を行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クレームへの対応について

当社は、顧客からの意見やクレームに対応するセクションとして「社長室 お客様相談課」を設置しております。同課は、顧客のクレームに即時に対応することや、顧客の意見を関連部門にフィードバックすることで、製商品及びサービスの改善に繋げる役割を果たしております。また、店舗においても顧客の意見やクレームを確認できるシステムが構築されており、迅速な対応ができる環境となっております。

当社が今後も顧客に信頼され支持される企業として発展していくためには、顧客満足度の向上が必要不可欠であり、且つクレームへの対応が重要と認識しさらに迅速な対応ができる体制の強化を図ってまいります。しかしながら、結果的に当社の製商品、サービス等をめぐるクレーム等が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 訴訟について

当社が事業活動を展開するにあたって、製造物責任、労務、知的財産権等、様々な訴訟の対象となるリスクがありますが、リスクヘッジの観点からリスクマネジメント委員会を設置し社内管理体制の強化を図っております。現在、当社に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、万が一、重大な訴訟が提起された場合、さらに当社に不利な判断がなされた場合には、当該問題に関する報道によるイメージ・評価の低下や顧客流出を惹起し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

7. その他

(1) 信販会社との契約について

当社は、購入時における顧客の代金決済手段として、「ショッピングクレジット契約」を信販会社と結んでおります。代金決済手段としては他に、現金、クレジットカード等がありますが、現在、約3割の顧客が信販契約を利用していることから、今後、当社の信用上、信販会社と契約の締結ができない事態に陥った場合、顧客との契約上支障をきたし、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、割賦販売法が改正（平成21年12月）されるなど、消費者保護の観点からクレジット及び信販会社への規制が強化されており、今後、同様の影響を及ぼす可能性があります。

(2) ポイント引当金の見積り計上について

当社は、製商品販売時に顧客に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の来店実績から、顧客の更新月別に次回更新月までの期間（最大1年）の来店回数の予測数と、1回当たりのフェイシャルサービスにかかる費用を基に、将来使用されると見込まれる額を貸借対照表にポイント引当金として計上しております。

顧客の将来のポイント使用動向の変化及び会員数が大幅に変動した場合には、引当金の増加又は戻入が必要となる可能性があります、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

直近2期のポイント引当金残高実績（平成23年3月期、平成24年3月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平成23年3月期（千円）	429,250	404,286	420,378	406,497
平成24年3月期（千円）	432,765	395,352	409,433	427,826

(3) 株式等の価格下落に関するリスク

当社が保有する投資有価証券の残高は、平成24年3月期末現在で277,474千円と総資産の2.5%となっております。当社は本業である化粧品の製造販売業に専心しており、株式等の運用については、社内規程に則り適切に行っておりますが、株式等の価格が今後大幅に下落した場合、当社保有銘柄に評価損が発生し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 感染症の流行による影響

当社は従前より衛生管理についての対策を講じておりますが、新型インフルエンザなどの社会的影響力のある感染症の発生が拡大した場合、顧客と直接対面する事業の特性により、顧客来店数の減少や営業活動の自粛など、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害等について

当社は全国に店舗を展開し、顧客情報の一元管理等により、全店舗において同質のサービスを提供していることから、一部地域において店舗の営業に支障が生じた場合においても、周辺地域の店舗に顧客を誘致し対応することが可能ですが、万が一、地震、洪水等の自然災害、事故やテロのような当社の予測不可能な事象が発生した場合、原材料の確保、研究開発や生産、製商品の店舗への供給等に支障を来し、また、設備等の復旧に巨額の費用を要する可能性があります。当社が直接被害を受けなかった場合にも、消費者心理の低下から、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、「お客様の美を創造し演出する会社」として、肌本来の力を高めることに着目し、高品質、高機能、かつ高い安全性を有する製品の研究開発に加え、サロンサービスの改善研究を進めております。また、顧客への来店毎に行っているメールアンケート調査等により、顧客のニーズを製品開発やアフターサービスの充実に反映させております。

製品の開発は、有効成分の探索研究及び処方開発を担当する生産部門の研究課と、顧客ニーズを捉えた品質の高さを追求するとともにシーボンブランドの認知を目的としたコンセプト作りこだわりの企画を担当する社長直轄の開発課とが連携し、日々研究開発活動を行っております。主な活動内容といたしましては、外部機関と連携を図りオリジナルの成分配合により有効性を高めた美白シリーズの開発や、肌への密着性を高めたシートマスクの共同開発を進めております。敏感肌に対応した製品の開発プロジェクトには皮膚科専門医にも加わっていただき、専門家の知見を取り入れた研究開発を進めております。また外部研修による分析技術の向上、機械導入による有効性評価技術の向上など、研究課員の育成にも力を入れており、研究開発力の向上に努めております。

当事業年度における研究開発費の総額は、前事業年度に比べ12.0%減少し109,515千円となっており、主な研究開発成果は、次のとおりであります。

<スキンケア製品>

当事業年度は、ホームケア製品として、ホワイトシリーズをバージョンアップ、高級エイジングケアラインのコンセントレートシリーズに、睡眠中に生まれ変わる細胞のメカニズムに着目したナイトプログラムを新たに加えました。サロンケア製品としては『SPA BA』、『SPA PJ-W』のバージョンアップと『SPA CONCENTRATE NP』を新たに発売いたしました。

美白スキンケアラインのホワイトシリーズは、気になる部分に留まって浸透し働きかけるポイントケア用クリームと紫外線を浴びてしまった肌のダメージを素早くケアするマスクシートをバージョンアップいたしました。

当社の高級エイジングケアラインであるコンセントレートシリーズに、新たにナイトシリーズの3品を追加いたしました。4つの保湿成分（ビフィズス菌発酵エキス、ビルベリー葉エキス、酵母エキス、ショウガ根エキス）を配合しております。加齢などにより柔軟性を失った肌に潤いを与え、次に使う美容液を受け入れやすいように肌を整える導入美容液『ハイドレーター』、たっぷり眠った翌朝のようなハリのある肌に導く保湿クリーム『バイタルクリーム』、肌の回復期である睡眠中に潤いを与え、翌朝ふっくらとハリのある肌に導く洗い流さないパック『ナイトセラムS』のシンプルステップで忙しい現代女性の肌をしなやかでハリのあるふっくらとした肌に導きます。

また、サロンケア製品の『SPA BA』は、肌質を整えた上で、美白ケアを行うという2段階のステップによる当社初のプログラムをバージョンアップいたしました。『SPA PJ-W』は夏の強い紫外線ダメージを受けたお肌をケアするピクノジェノール（保湿成分）配合のアルギン酸パックをバージョンアップいたしました。『SPA CONCENTRATE NP』はコンセントレートナイトプログラムを贅沢に使用しており、『コンセントレート NPマセ』をプラスしホームケアとサロンケアで相乗効果を図ります。

<ボディケア製品>

ボディ用には『MEボディエッセンスS』にエーデルワイスエキス（抗酸化効果）をプラスし医薬部外品としてバージョンアップいたしました。初回限定で手の届きにくい背中へのケアを簡単にするアプリーターとセットで販売いたしました。

<その他製品>

当事業年度は、前事業年度に発売したピュール状のサプリメント『アサイベリー』にコエンザイムQ10を新配合し、より美容を意識した『アサイベリーQ10』をカシス風味ですっきりとした味わいに改良し発売いたしました。また2011年に収穫した長野県産のフレッシュな巨峰を使用した『葡萄美人-2011』を数量限定で販売いたしました。

メイクアップシリーズは「すべての肌に透明感を」をコンセプトにリニューアルしました。アイカラー2色、チークカラー、フィニッシュパウダーをコーディネート。1パレットでメイクアップが完成するカラーパレットを5パターン、日本人に合う5色のファンデーションを発売いたしました。使いやすい色構成なのでテクニックいらずできれいに仕上がります。このほか、口紅とグロスの要素を兼ね備えたルージュグロス3色、漆黒のファイバーで濃密なまつ毛をつくりあげるボリュームアップマスカラも加わり、カジュアルからスタイリッシュまで好みやシーンにあわせてお楽しみいただけるメイクアップシリーズとなっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、見積りや仮定によることが必要になります。経営者は、過去の実績や状況及び現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点でもっとも合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に採用しております。ただし、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、また、これらの見積りは異なった仮定の下では違う結果となる可能性があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

① 売上高

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べて411,208千円減少して14,228,157千円（前年同期比2.8%減）となりました。その主な要因は、新たに2店舗出店したことや新製品の発売・販売促進キャンペーン等の実施及び東日本大震災に伴って自粛しておりました新規集客活動を再開いたしましたが、集客活動の自粛の影響や電話集客の規模縮小による新規顧客獲得数の減少等によるものです。

販売チャネル別に見ると、直営店舗での売上高は13,854,768千円（前年同期比2.9%減）、国内販売代理店の売上高は182,142千円（前年同期比4.0%減）、海外販売代理店の売上高は25,186千円（前年同期比33.3%増）、通信販売での売上高は166,060千円（前年同期比2.3%増）となりました。

② 売上総利益

当事業年度における売上原価は、前事業年度と比べて71,672千円増加して2,725,898千円（前年同期比2.7%増）となりました。その主な要因は、ポイント引当金の算出方法の移行による調整額の影響により、ポイント引当金繰入額が103,765千円増加したことによるものであります。その結果、売上総利益は前事業年度と比べて482,881千円減少して11,502,258千円（前年同期比4.0%減）となり、売上高に対する売上総利益の比率は80.8%（前事業年度は81.9%）となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べて533,463千円減少して10,107,713千円（前年同期比5.0%減）となりました。その主な要因は、震災による集客活動の自粛や電話集客の規模縮小に伴う通信費及び予約センターの人件費の減少等によるものであります。

④ 営業利益

当事業年度における営業利益は、前事業年度と比べて50,581千円増加して1,394,544千円（前年同期比3.8%増）となり、売上高に対する営業利益の比率は9.8%（前事業年度は9.2%）となりました。

⑤ 経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度と比べて6,255千円増加して62,293千円（前年同期比11.2%増）となりました。その主な要因は、受取利息や受取配当金が増加したことによるものであります。

当事業年度における営業外費用は、前事業年度と比べて28,153千円増加して30,492千円（前年同期比1,203.8%増）となりました。その主な要因は、株式公開費用、貸倒引当金繰入額が増加したことによるものであります。その結果、経常利益は、前事業年度と比べて28,683千円増加して1,426,346千円（前年同期比2.1%増）となり、売上高に対する経常利益の比率は10.0%（前事業年度は9.5%）となりました。

⑥ 当期純利益

当事業年度における特別損失は、前事業年度と比べて610,039千円増加して822,975千円（前年同期比286.5%増）となりました。その主な要因は、厚生年金基金脱退拠出金の増加によるものであります。当社は東京化粧品厚生年金基金に加入しておりましたが、将来的に財務面でのリスクが懸念されるため、同基金から脱退し、これに伴う特別掛金772,147千円を厚生年金基金脱退拠出金として計上しております。その結果、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額343,949千円を控除し、当期純利益は前事業年度と比べて415,547千円減少して259,421千円（前年同期比61.6%減）となり、売上高に対する当期純利益の比率は1.8%（前事業年度は4.6%）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」及び「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資本の財源と資金の流動性について

当社は、安定した収益と成長性を確保するために将来必要な運転資金及び直営店舗の開設工事費用等の設備投資に必要な資金は、手許のキャッシュ及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としております。そのため、流動性の観点から基本的には当座預金及び普通預金にて運用しております。それらの資金を確保した上で、発生する余剰資金については、元本返還の確実性が高く、市場価格の変動が少なく、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う方針であります。

② 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は5,551,402千円となり、前事業年度末と比べて6,492千円増加しております。その主な要因は、現金及び預金の減少（前年同期比237,937千円減）、売掛金の増加（前年同期比159,616千円増）、商品及び製品の増加（前年同期比94,476千円増）によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は5,548,317千円となり、前事業年度末と比べて61,531千円増加しております。その主な要因は、建物の減少（前年同期比58,856千円減）、投資有価証券の増加（前年同期比118,454千円増）によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は2,005,405千円となり、前事業年度末と比べて152,170千円増加しております。その主な要因は、未払金の増加（前年同期比42,616千円増）、未払費用の増加（前年同期比28,775千円増）、未払法人税等の増加（前年同期比66,089千円増）、ポイント引当金の増加（前年同期比21,329千円増）によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は449,756千円となり、前事業年度末と比べて11,406千円増加しております。その主な要因は、資産除去債務の増加（前年同期比16,304千円増）、長期未払金の減少（前年同期比4,048千円減）によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は8,644,557千円となり、前事業年度末と比べて95,554千円減少し、総資産に占める割合は77.9%（前事業年度は79.2%）となりました。その主な要因は、繰越利益剰余金の減少（前年同期比101,490千円減）によるものであります。

③ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー指標のトレンドは、以下のとおりであります。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
自己資本比率 (%)	75.1	76.9	79.2	77.8
時価ベースの自己資本比率 (%)	—	53.1	63.4	63.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.3	0.1	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	103.2	267.0	1,438.5	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

(注1) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注2) 平成21年3月期は株式を上場していないため、時価ベースの自己資本比率は算出しておりません。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(注5) 平成23年3月期は期中に有利子負債を全額返済しているため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率は記載しておりません。

(注6) 平成24年3月期は有利子負債がないため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、平成25年3月期から平成27年3月期までの中期経営計画の経営指針として「顧客数の拡大」を掲げ、ブランド力の強化等により新規顧客の獲得を推し進め、顧客満足度の向上や会員向けサービスの拡充を図ることで既存顧客のロイヤルカスタマー化を目指してまいります。中期経営計画実現のための重点課題として「新規集客力の強化」、「既存顧客の継続率の向上」、「顧客受入れ態勢の強化」の3つの項目を掲げております。

なお、取り組みの詳細は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、販売網の拡大を図るべく新たに江坂東急プラザ店（現 江坂オッツ店）、久喜パークタウン店の2店舗を開設し、2店舗を大規模改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、名古屋スパイラルタワーズ店（旧 名古屋駅前店）、大船店を移設いたしました。一方、店舗運営の合理化のため、金沢店とイオン御経塚店を統合し新たに金沢御経塚店としてオープンいたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は309,921千円（出店に伴う敷金保証金を含む）となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は21,905千円であり、これは、店舗の移転、改装等に伴う建物及び構築物並びに工具、器具及び備品等を除却したことによるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に1ヶ所の工場を運営しております。

また、国内に104ヶ所の直営店舗、14ヶ所の集客拠点（予約センター及び営業所）を設けております。

以上のうち、主要な設備及び地域別の直営店舗（集客拠点含む）の状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)	
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積千㎡)	合計		
生産部門	シーボン美容研究所 (栃木県河内郡上三川町)	化粧品製造設備	270,939	45,785	31,253	37,672 (12.88)	385,651	40 (48)
直販営業部門	仙台店他 3店舗 (北海道東北地区)	店舗	3,404	—	468	— (—)	3,873	19 (10)
	シーボン美癒他 68店舗・12集客拠点 (関東地区)	店舗 集客拠点	258,278	—	30,321	— (—)	288,599	626 (289)
	名古屋スパイラルタワーズ店他 13店舗・1集客拠点 (中部地区)	店舗 集客拠点	48,830	—	7,728	— (—)	56,559	87 (52)
	梅田店他 7店舗・1集客拠点 (近畿地区)	店舗 集客拠点	59,744	—	5,247	— (—)	64,992	62 (42)
	岡山店他 3店舗 (中国四国地区)	店舗	3,895	—	1,292	— (—)	5,187	18 (10)
	福岡店他 10店舗 (九州地区)	店舗	19,662	—	1,670	— (—)	21,332	83 (55)
管理部門	本店 (東京都港区)	本店	171,623	1,050	64,150	88,047 (0.30)	324,871	— (—)
	シーボンパビリオン (川崎市宮前区)	業務統括 研修・宿泊施設	1,400,146	15,509	48,681	1,140,510 (7.06)	2,604,847	157 (117)

(注) 1. 従業員数の()は、年間平均臨時従業員数を外書きしております。

2. 直販営業部門の店舗（シーボン美癒除く）及び集客拠点は、すべて賃借物件であります。

3. シーボン美癒の土地は、本店に含まれております。

4. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
コンピューター (所有権移転外ファイナンス・リース)	1,200	3～5	94,504	115,079
複合機 (所有権移転外ファイナンス・リース)	100	3	15,807	10,718
電話主装置 (所有権移転外ファイナンス・リース)	50	4	10,094	18,191

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末現在における重要な設備の新設等は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (ベット数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
新規出店3店舗 (近畿等)	店舗	80,800	—	自己資金	平成24年4月 ～平成25年3月	平成24年4月 ～平成25年3月	1店舗当たり 6-10
物流センター (栃木県河内郡上三川町)	物流拠点 構築	500,000	34,776	自己資金	平成23年3月	未定	—

(注) 1. 店舗の投資予定金額には、敷金及び保証金を含んでおります。

2. ベットは、アフターサービス等におけるフェイスチャリストサービスを行うために使用しております。

(2) 重要な設備の除却等

当事業年度末現在、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	4,243,000	4,243,000	東京証券取引所 市場第二部 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	4,243,000	4,243,000	—	—

(注) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) については、平成24年6月2日に上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年6月28日定時株主総会決議及び平成22年7月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	374(注)1	374
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	1	1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,400(注)2	37,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,540(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月31日 至 平成31年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,540 資本組入額 770	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左
新株予約権取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式で調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は取得されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的である株式数の調整をできるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生るとき以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合や、時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合、あるいはその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
 - (2) 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
 - (3) その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編後の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
（注）6に準じて決定する。
6. 新株予約権取得条項に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、当社は残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。ただし、任期満了による退任又は定年退職による場合を除く。
 - (3) 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合、その保有する未行使の新株予約権全部について無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合には、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年7月16日(注)	3,818,700	4,243,000	—	449,547	—	333,447

(注) 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	5	6	57	4	5	7,178	7,255	—
所有株式数 (単元)	—	1,608	52	550	608	15	39,584	42,417	1,300
所有株式数の割合 (%)	—	3.79	0.12	1.30	1.43	0.04	93.32	100.00	—

(注) 自己株式159株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
犬塚 雅大	東京都渋谷区	1,606	37.85
シーボン従業員持株会	東京都港区六本木七丁目18番12号	243	5.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	120	2.83
犬塚 公子	東京都渋谷区	95	2.25
安田 亜希	東京都大田区	95	2.25
望月 暁一	東京都町田市	81	1.92
藤井 達夫	東京都調布市	70	1.67
松下 広美	東京都世田谷区	70	1.65
金子 靖代	横浜市中区	63	1.51
大須賀 清美	東京都目黒区	50	1.18
計	—	2,496	58.85

(注) 犬塚 雅大及びその共同保有者である犬塚 公子から、平成24年5月25日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成24年5月18日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、上記大株主の状況は、期末時点における実質所有株式数を記載しているため下記の内容は含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
犬塚 雅大	東京都渋谷区	株式 1,406,960	33.16
犬塚 公子	東京都渋谷区	株式 95,570	2.25

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,241,600	42,416	—
単元未満株式	普通株式 1,300	—	—
発行済株式総数	4,243,000	—	—
総株主の議決権	—	42,416	—

(注) 単元未満株式の欄には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社シーボン	東京都港区六本木七丁目18番12号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

平成22年6月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること、及び平成22年7月16日開催の取締役会において募集事項を決議しております。

決議年月日	平成22年6月28日 (定時株主総会) 平成22年7月16日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 5 従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員26名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

(従業員持株会信託型E S O P)

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入時期、取得株金額等の詳細について決定いたしました。

(1) 本制度の導入趣旨

当社従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を導入することといたしました。

(2) 本制度の概要

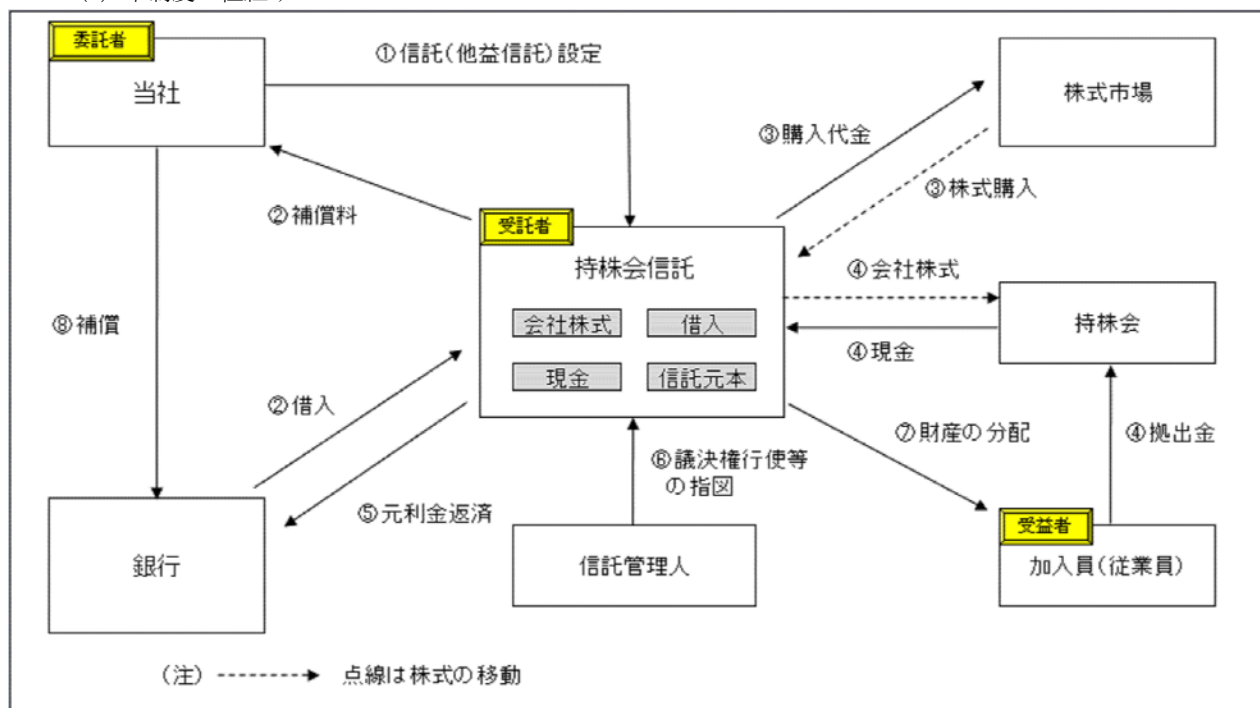
本制度は、「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は持株会が今後4年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(3) 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- ② 持株会信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び借入先銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- ③ 持株会信託は、持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間内に取得します。
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、保有する当社株式を、原則として予め定められた一定の計画に基づき機械的かつ継続的に、持株会に対して時価で売却します。

- ⑤ 持株会信託は持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、借入の元利金返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使その他の信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として確定し、かかる受益者に対して、算出される持分割合に応じて信託財産が分配されます。
- ⑧ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記②記載の補償契約に基づき、当社が残存債務を支払います。

(4) 信託契約の内容

持株会信託の概要

- ①信託の種類 特定金銭信託
- ②信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付
- ③委託者 当社
- ④受託者 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ⑤受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託契約日 平成24年5月16日
- ⑦信託の期間 平成24年5月16日～平成28年6月30日
- ⑧議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑨取得する株式の種類 当社普通株式
- ⑩株式の取得価格の総額 309,955千円
- ⑪株式取得期間 平成24年5月16日から平成24年6月1日
- ⑫株式の取得方法 東京証券取引所の終値取引（T o S T N e T - 2）による買付け。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	21	32,970
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	159	—	159	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、高配当の継続により一層努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製品技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、中間配当につきましては、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

このような方針に基づき、当事業年度におきましては1株当たり80円の配当（うち中間配当30円）を実施いたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成23年10月31日 取締役会決議	127,285	30
平成24年6月26日 定時株主総会決議	212,142	50

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高（円）	—	—	2,010	1,980	1,765 ※1,788
最低（円）	—	—	1,240	1,340	1,565 ※1,430

(注) 最高・最低株価は、平成24年3月22日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成24年3月21日以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所JASDAQ、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、第47期の事業年度別最高・最低株価のうち、※印は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。また、平成21年9月11日付をもってジャスダック証券取引所（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高（円）	1,548	1,510	1,599	1,672	1,728	1,765 ※1,788
最低（円）	1,499	1,430	1,458	1,568	1,650	1,565 ※1,608

(注) 最高・最低株価は、平成24年3月22日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。なお、平成24年3月の月別最高・最低株価のうち、※印は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)		犬塚 雅大	昭和29年6月13日生	昭和53年4月 当社入社 昭和53年9月 当社美容部長 昭和56年9月 当社取締役営業部長 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和61年7月 当社代表取締役社長 平成17年12月 当社代表取締役会長 (現任)	(注)3	1,406,960
取締役社長 (代表取締役)		金子 靖代	昭和34年7月17日生	昭和55年4月 ㈱秋山愛生館 (現 ㈱スズケン) 入社 昭和59年3月 当社入社 平成12年4月 当社管理本部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社営業本部担当 平成16年9月 当社取締役副社長 平成17年12月 当社代表取締役社長 (現任)	(注)3	63,900
取締役	直販営業部 担当	久保田 英男	昭和34年4月13日生	昭和57年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 営業本部営業企画部担当 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年4月 当社営業本部直販営業部担当 平成16年9月 当社専務取締役 平成17年12月 当社営業本部担当 平成20年6月 当社取締役 (現任) 直販営業部担当 (現任)	(注)3	44,000
取締役	社長室担当	本村 善文	昭和28年9月23日生	昭和52年4月 当社入社 昭和62年10月 当社第2営業部長 平成元年11月 当社取締役 (現任) 営業本部直販営業担当 平成13年4月 社長室担当 (現任)	(注)3	40,000
取締役	直販営業部 担当	崎山 一弘	昭和38年3月18日生	昭和60年4月 当社入社 昭和60年8月 ㈱地産レストラン (現 ㈱地産) 入社 平成2年1月 当社入社 平成15年2月 当社執行役員 営業本部直販営業部長 平成17年6月 当社取締役 (現任) 直販営業部担当 (現任)	(注)3	25,000
取締役	営業推進部 担当	朱峰 玲子	昭和33年8月23日生	平成2年10月 ㈱エマーズ入社 平成12年6月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 管理部部长システム担当 平成19年2月 当社営業本部部长 平成20年6月 当社取締役 (現任) 営業推進部担当 (現任)	(注)3	10,000
取締役	管理部担当	諏佐 貴紀	昭和48年1月24日生	平成9年10月 ㈱ダイナック入社 平成12年8月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 管理本部部长 平成20年6月 当社取締役 (現任) 管理部担当 (現任)	(注)3	5,000
取締役	生産部担当	三上 直子	昭和36年3月12日生	昭和58年4月 味の素株式会社入社 平成19年4月 武蔵野大学客員教授 (現任) 平成22年1月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 生産部担当 (現任) 平成24年6月 当社取締役 (現任)	(注)6	400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		高橋 健	昭和21年8月3日生	昭和44年4月 三井信託銀行(株) (現 中央三井信託銀行(株)) 入社 平成4年4月 欧州三井信託銀行(株) 取締役社長 平成8年10月 欧州三井信託銀行(株) 取締役会長 兼 三井トラストインターナショナル(株)取締役会長 平成10年9月 プルデンシャル三井トラスト投信(株)取締役営業部長 平成13年6月 新光証券(株) (現 みずほ証券(株)) 執行役員 平成14年5月 同社常務執行役員 平成16年11月 新光証券(香港) 有限公司取締役 兼務 平成17年6月 新光証券セキュリティーズ・ホールディングス・インク(株) 代表取締役社長 兼務 平成21年4月 みずほ証券(株) シニアアドバイザー 平成21年6月 当社取締役 (現任) 平成22年5月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株)取締役会長 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役		石原 栄一	昭和23年6月16日生	昭和47年2月 (株)昭文社入社 平成8年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年12月 (株)ソフトクリエイト入社 平成16年6月 同社取締役 平成19年6月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		古川 雅一	昭和24年11月16日生	昭和48年4月 住友金属工業(株)入社 昭和55年11月 監査法人サンワ事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 昭和59年5月 公認会計士登録 昭和61年7月 古川公認会計士事務所開業 昭和63年6月 海南監査法人代表社員 (現任) 平成5年2月 当社監査役 平成12年4月 (株)ACCESS 監査役 (現任) 平成13年6月 当社監査役退任 平成18年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	10,000
監査役		土屋 奈生	昭和48年10月23日生	平成15年9月 第一東京弁護士会登録 平成15年10月 隼国際法律事務所 (現隼あすか法律事務所) 入所 平成24年1月 隼あすか法律事務所パートナー (現任) 平成24年6月 当社監査役 (現任)	(注) 5	—
計						1,605,260

- (注) 1. 取締役 高橋健は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 石原栄一、監査役 古川雅一及び土屋奈生は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成24年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成24年6月26日の就任時から他の取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、他の取締役の任期は、平成23年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 当社は、平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任いたしました。補欠監査役の選任の効力は、平成22年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の開始の時までとなり、また就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとなります。補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとなります。補欠監査役の略歴は、以下のとおりであります。なお、同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠監査役	重見 亘彦	昭和45年10月18日生	平成5年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成22年6月 当社補欠監査役（現任） 平成22年7月 重見会計事務所副所長（現任） 福北監査法人代表社員（現任） 平成23年4月 嘉悦大学経営経済学部講師（現任）	—

7. 当社では、経営の健全化、効率化、意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、美容指導 清水和子、管理部 大森慎一、直販営業部 中原法子で構成されております。
8. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備への取り組みとして、当社は取締役 高橋健、監査役 石原栄一及び土屋奈生を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「顧客」をはじめ「取引先」「株主」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから信頼を得られる企業となるため、企業価値の継続的な増大を目指して、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、監視機能を強化し、内部統制システムやリスク管理システムを充実させることで、更なる経営の効率性・健全性・透明性の高い経営を確保することを基本方針としております。

② 企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、本書提出日現在（以下、提出日現在という）において取締役9名（うち社外取締役1名）により迅速な意思決定ができるように構成され、経営の基本方針やその他経営に関する重要事項を決定し、月1回の定例取締役会を開催しており、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会は、経営の意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行を行う機関であると同時に、各取締役及び各執行役員の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。また、当社では、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しており、3名（提出日現在）の執行役員がおります。

また、当社は、経営方針及び経営戦略等に関する審議を行うために、月1回の経営会議を開催しており、取締役及び執行役員で構成されております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについては、事前に経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。

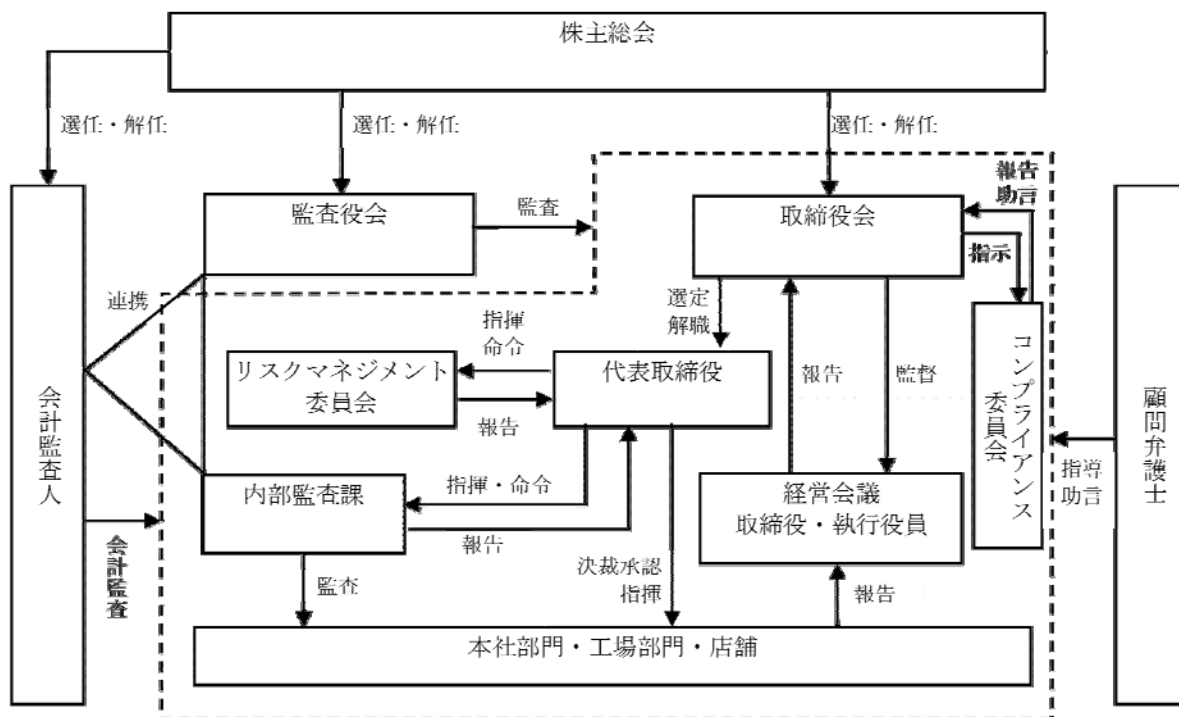
当社は、監査役制度採用会社であり、かつ監査役会設置会社であります。監査役は3名（提出日現在）で構成されており、月1回の監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、更なるコーポレート・ガバナンス強化のため、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。また、法令に定める監査役の員数（3名）を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理」及び「行動規範」に基づき「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、コンプライアンス体制の強化を図るために、社外取締役、外部の有識者及び専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、月1回の委員会を開催し全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・監視しております。

また、当社の損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を定め、個々のリスクに関しては、これに対応する組織等において継続的に監視し防止策を講じるとともに、代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメント

を統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する体制になっております。

当社においては、上記の各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由もなく、上記体制による監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。



(b) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制については、公正かつ適時適切な開示と法令遵守を目的として、社内体制を構築しております。具体的には、社長直轄の内部監査課が各部門の業務遂行状況について監査を行う他、総務課・コンプライアンス課が中心となって、企業活動における遵法・倫理を確保するため、社内諸規程の整備及び教育・啓蒙活動を実施しております。

(c) 内部監査、監査役監査、会計監査の状況

当社の内部監査は、業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で、社長直轄組織として、内部監査課を設置しております。内部監査課は、専任者5名（提出日現在）により、年間内部監査計画に基づき、定期的に各部門の内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役に報告されるとともに、改善指導も十分に行われております。

当社の監査役監査は、監査役が、取締役会その他重要な会議へ出席して意見を述べる他、経営全般の監査に当たっております。なお、常勤監査役石原栄一は、上場他社において管理部担当役員を歴任しており、企業経営を統治する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役土屋奈生は、弁護士の資格を有しており、法務に精通し企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。

当社の会計監査は、会計監査業務の執行について、有限責任監査法人トーマツを起用しており、松野雄一郎氏及び片岡久依氏が行っております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であり、補助者の構成は同監査法人の監査計画に基づき決定されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携として、監査役と内部監査課は、定期的に連絡会を実施し、内部監査の実施状況等を監査役に報告し意見交換を行っております。監査役と会計監査人は、監査報告会において会計監査の実施状況の報告を受け、また監査上の留意事項等について情報交換を行っております。内部監査課と会計監査人は、特に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に内部監査を実施しております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針は、経営内容、当該役員の職位職責等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、取締役会にて基本報酬及び賞与の金額を決定しております。賞与におきましては、各四半期の経常利益から支給の有無を取締役会にて決定しております。また、当該報酬総額とは別枠で当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に職務執行の対価として、年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができます。

当社の役員報酬は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会にて承認された取締役報酬総額（年間400,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）、監査役報酬総額（年間100,000千円以内）において、役員に支払う報酬が定められております。

平成24年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	256,272	219,664	2,172	32,600	1,836	7
社外役員	26,000	24,000	—	2,000	—	4

- (注) 1. 社外役員：社外取締役1名、社外監査役3名（内常勤監査役1名）
2. その他の項目は確定拠出年金制度の掛金であります。

④ 取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役

提出日現在における社外取締役及び社外監査役の役割及び独立性に関する考え方は、以下のとおりです。

当社の社外取締役高橋健は、コーポレート・ガバナンスの高い見識と他の企業における役員としての経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、また、長年に亘る国内外でのビジネス経験や経営者としての幅広い見識を有しており、経営に資する提言、経営に対する客観性を鑑み、社外取締役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社取締役会長を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

当社の社外監査役石原栄一は、上場企業において管理部担当役員を歴任し、企業経営を統治する相当程度の知見を当社監査に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社の社外監査役古川雅一は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社株式10,000株（株式所有割合0.24%）を保有しておりますが、それ以外には人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。また同氏は、海南監査法人の代表社員、株式会社ACCESSの社外監査役であります。当社と同2法人との間に特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社の社外監査役土屋奈生は、弁護士として法務に精通し、企業経営全般に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、隼あすか法律事務所パートナーであります。当社と同法人との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席して豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役高橋健、社外監査役石原栄一及び社外監査役土屋奈生は、上記のとおり一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 株式の保有状況

当社が保有する投資株式は、純投資を目的としており、それ以外の目的で保有している銘柄はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式 (注)	—	—	—	—	—
上記以外の株式	159,019	227,584	6,951	—	△17,065 (△9,051)

(注) 1. 非上場株式については、保有していません。

2. 「評価損益の合計額」の () は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
24,000	—	24,500	1,200

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務等であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し正しく財務諸表等に反映できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナーへの参加や会計基準等の情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,455,706	3,217,768
売掛金	907,886	1,067,502
商品及び製品	300,329	394,806
仕掛品	98,548	55,180
原材料及び貯蔵品	387,258	398,768
前払費用	97,966	98,691
繰延税金資産	270,241	270,382
その他	27,362	49,059
貸倒引当金	△391	△758
流動資産合計	5,544,909	5,551,402
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,318,418	4,403,638
減価償却累計額	△2,157,409	△2,301,485
建物（純額）	2,161,009	2,102,152
構築物	334,761	345,360
減価償却累計額	△198,738	△210,987
構築物（純額）	136,022	134,373
機械及び装置	336,353	375,740
減価償却累計額	△315,109	△329,255
機械及び装置（純額）	21,243	46,484
車両運搬具	59,847	67,472
減価償却累計額	△47,546	△51,612
車両運搬具（純額）	12,301	15,859
工具、器具及び備品	1,171,327	1,108,161
減価償却累計額	△969,543	△917,346
工具、器具及び備品（純額）	201,783	190,814
土地	1,376,454	1,376,454
建設仮勘定	32,186	45,783
有形固定資産合計	3,940,999	3,911,923
無形固定資産		
ソフトウェア	17,079	42,236
ソフトウェア仮勘定	3,874	—
電話加入権	78,337	78,337
その他	694	564
無形固定資産合計	99,985	121,139

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	159,019	277,474
破産更生債権等	1,293	212
長期前払費用	21,453	19,957
繰延税金資産	155,717	147,521
保険積立金	226,832	231,131
敷金及び保証金	860,191	811,669
その他	24,584	41,000
貸倒引当金	△3,292	△13,711
投資その他の資産合計	1,445,800	1,515,255
固定資産合計	5,486,786	5,548,317
資産合計	11,031,696	11,099,719
負債の部		
流動負債		
買掛金	143,570	145,177
未払金	740,954	783,571
未払費用	152,589	181,365
未払法人税等	277,084	343,174
未払消費税等	63,201	54,172
前受金	4,207	5,026
賞与引当金	20,949	26,081
役員賞与引当金	17,050	17,200
ポイント引当金	406,497	427,826
資産除去債務	400	1,316
その他	26,728	20,494
流動負債合計	1,853,234	2,005,405
固定負債		
長期未払金	111,868	107,820
資産除去債務	246,550	262,855
その他	79,931	79,081
固定負債合計	438,349	449,756
負債合計	2,291,584	2,455,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	449,547	449,547
資本剰余金		
資本準備金	333,447	333,447
資本剰余金合計	333,447	333,447

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
利益剰余金		
利益準備金	37,758	37,758
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	18,071	18,340
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	7,818,690	7,717,199
利益剰余金合計	7,974,520	7,873,298
自己株式	△194	△227
株主資本合計	8,757,320	8,656,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△19,464	△17,133
評価・換算差額等合計	△19,464	△17,133
新株予約権	2,256	5,626
純資産合計	8,740,111	8,644,557
負債純資産合計	11,031,696	11,099,719

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	14,639,366	14,228,157
売上原価	2,654,226	2,725,898
売上総利益	11,985,139	11,502,258
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	717,836	759,071
販売手数料	420,039	418,260
交際費	97,313	87,590
役員報酬	245,272	245,500
従業員給料	4,400,845	4,106,557
従業員賞与	508,931	503,298
役員賞与引当金繰入額	17,050	17,200
賞与引当金繰入額	20,949	26,081
退職給付費用	190,930	60,190
法定福利費	498,396	554,242
販売促進費	509,558	473,156
通信費	283,208	221,403
旅費及び交通費	216,274	225,060
消耗品費	320,248	304,678
減価償却費	237,873	219,942
地代家賃	666,252	651,985
賃借料	121,808	112,726
支払手数料	200,681	199,004
研究開発費	※5 124,514	※5 109,515
貸倒引当金繰入額	—	482
ポイント引当金繰入額	1,604	△3,674
その他	841,586	815,438
販売費及び一般管理費合計	10,641,176	10,107,713
営業利益	1,343,963	1,394,544
営業外収益		
受取利息	1,531	5,592
受取配当金	5,319	7,054
受取家賃	46,038	46,479
その他	3,148	3,167
営業外収益合計	56,038	62,293
営業外費用		
支払利息	819	—
株式公開費用	—	17,019
社宅等解約損	1,375	1,352
貸倒引当金繰入額	—	11,500
その他	143	620
営業外費用合計	2,338	30,492
経常利益	1,397,662	1,426,346

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※1 1,521	—
貸倒引当金戻入額	151	—
受取補償金	38,000	—
その他	318	—
特別利益合計	39,991	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 23,273	※2 21,905
投資有価証券売却損	292	—
投資有価証券評価損	11,162	9,051
減損損失	※3 9,384	※3 19,870
災害による損失	※4 12,142	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	156,680	—
厚生年金基金脱退拠出金	—	772,147
特別損失合計	212,935	822,975
税引前当期純利益	1,224,718	603,370
法人税、住民税及び事業税	565,160	335,851
法人税等調整額	△15,411	8,097
法人税等合計	549,748	343,949
当期純利益	674,969	259,421

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		
		金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 製品売上原価							
1. 製品期首たな卸高		242,418			246,509		
2. 当期製品製造原価		1,633,938			1,586,764		
合計		1,876,357			1,833,274		
3. 製品期末たな卸高		246,509			282,543		
4. 製品他勘定振替高	※ 1	290,026	1,339,821	50.5	301,133	1,249,597	45.8
II 商品売上原価							
1. 商品期首たな卸高		41,471			53,820		
2. 当期商品仕入高		99,541			200,722		
合計		141,013			254,542		
3. 商品期末たな卸高		53,820			112,262		
4. 商品他勘定振替高	※ 2	8,031	79,161	3.0	22,975	119,303	4.4
III サービス売上原価							
1. 従業員給料		663,669			687,481		
2. 従業員賞与		57,938			42,966		
3. 退職給付費用		33,068			10,697		
4. 法定福利費		86,320			103,186		
5. 水道光熱費		43,971			43,195		
6. 消耗品費		128,070			114,134		
7. 地代家賃		239,012			254,364		
8. 減価償却費		22,029			22,724		
9. ポイント引当金繰入額		△78,762			25,003		
10. その他		39,923	1,235,243	46.5	53,243	1,356,997	49.8
売上原価			2,654,226	100.0		2,725,898	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
※ 1. 製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 貯蔵品 183,883千円 その他 106,142千円 計 290,026千円	※ 1. 製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 貯蔵品 195,597千円 その他 105,535千円 計 301,133千円
※ 2. 商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 貯蔵品 263千円 その他 7,767千円 計 8,031千円	※ 2. 商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 貯蔵品 220千円 その他 22,754千円 計 22,975千円

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		1,196,999	74.1	1,124,890	72.0
II 労務費	※1	269,828	16.7	272,209	17.4
III 経費	※2	148,142	9.2	165,394	10.6
当期総製造費用		1,614,971	100.0	1,562,495	100.0
仕掛品期首たな卸高		124,709		98,548	
合計		1,739,680		1,661,044	
仕掛品期末たな卸高		98,548		55,180	
仕掛品他勘定振替高	※3	7,192		19,098	
当期製品製造原価		1,633,938		1,586,764	

(注)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
※1. 労務費の主な内訳は次のとおりであります。 賃金手当等 214,304千円 その他 55,524千円 計 269,828千円	※1. 労務費の主な内訳は次のとおりであります。 賃金手当等 216,774千円 その他 55,435千円 計 272,209千円
※2. 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 58,262千円 消耗品費 33,547千円 賃借料 6,161千円 保守料 11,697千円 水道光熱費 15,282千円 その他 23,191千円 計 148,142千円	※2. 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 47,454千円 消耗品費 37,743千円 賃借料 5,297千円 保守料 13,574千円 水道光熱費 14,618千円 外注加工費 18,908千円 その他 27,798千円 計 165,394千円
※3. 仕掛品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 研究開発費 5,546千円 その他 1,645千円 計 7,192千円	※3. 仕掛品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。 研究開発費 6,084千円 その他 13,014千円 計 19,098千円
(原価計算の方法) 当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。	(原価計算の方法) 当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	449,547	449,547
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	449,547	449,547
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	333,447	333,447
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	333,447	333,447
資本剰余金合計		
当期首残高	333,447	333,447
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	333,447	333,447
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	37,758	37,758
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	37,758	37,758
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	19,205	18,071
当期変動額		
実効税率変更に伴う積立金の増加	—	1,334
固定資産圧縮積立金の取崩	△1,133	△1,066
当期変動額合計	△1,133	268
当期末残高	18,071	18,340
別途積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	100,000	100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,482,022	7,818,690
当期変動額		
剰余金の配当	△339,435	△360,643
実効税率変更に伴う積立金の増加	—	△1,334
固定資産圧縮積立金の取崩	1,133	1,066
当期純利益	674,969	259,421

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期変動額合計	336,667	△101,490
当期末残高	7,818,690	7,717,199
利益剰余金合計		
当期首残高	7,638,985	7,974,520
当期変動額		
剰余金の配当	△339,435	△360,643
実効税率変更に伴う積立金の増加	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当期純利益	674,969	259,421
当期変動額合計	335,534	△101,221
当期末残高	7,974,520	7,873,298
自己株式		
当期首残高	△77	△194
当期変動額		
自己株式の取得	△117	△32
当期変動額合計	△117	△32
当期末残高	△194	△227
株主資本合計		
当期首残高	8,421,903	8,757,320
当期変動額		
剰余金の配当	△339,435	△360,643
当期純利益	674,969	259,421
自己株式の取得	△117	△32
当期変動額合計	335,416	△101,254
当期末残高	8,757,320	8,656,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△6,878	△19,464
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,585	2,331
当期変動額合計	△12,585	2,331
当期末残高	△19,464	△17,133
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,878	△19,464
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,585	2,331
当期変動額合計	△12,585	2,331
当期末残高	△19,464	△17,133

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	—	2,256
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,256	3,369
当期変動額合計	2,256	3,369
当期末残高	2,256	5,626
純資産合計		
当期首残高	8,415,025	8,740,111
当期変動額		
剰余金の配当	△339,435	△360,643
当期純利益	674,969	259,421
自己株式の取得	△117	△32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,329	5,700
当期変動額合計	325,088	△95,554
当期末残高	8,740,111	8,644,557

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,224,718	603,370
減価償却費	321,715	293,824
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	156,680	—
減損損失	9,384	19,870
厚生年金基金脱退拠出金	—	772,147
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△536	10,786
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△600	150
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9,986	5,131
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△77,158	21,329
受取利息及び受取配当金	△6,851	△12,647
支払利息	819	—
固定資産除却損	22,558	16,198
投資有価証券売却損益(△は益)	292	—
投資有価証券評価損益(△は益)	11,162	9,051
売上債権の増減額(△は増加)	347,599	△159,616
たな卸資産の増減額(△は増加)	10,431	△62,618
仕入債務の増減額(△は減少)	△48,145	1,607
その他	△182,737	45,553
小計	1,779,346	1,564,139
利息及び配当金の受取額	7,429	7,423
利息の支払額	△819	—
厚生年金基金脱退拠出金の支払額	—	△772,147
法人税等の支払額	△606,655	△270,108
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,179,301	529,307
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△1,000,000
有形固定資産の取得による支出	△273,451	△259,611
無形固定資産の取得による支出	△1,316	△35,288
投資有価証券の取得による支出	—	△125,216
投資有価証券の売却による収入	1,482	—
敷金及び保証金の差入による支出	△44,275	△24,052
敷金及び保証金の回収による収入	18,692	50,556
資産除去債務の履行による支出	△4,589	△2,026
その他	477	△12,039
投資活動によるキャッシュ・フロー	△302,980	△1,407,678
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△105,000	—
自己株式の取得による支出	△117	△32
配当金の支払額	△341,759	△359,533
財務活動によるキャッシュ・フロー	△446,877	△359,566
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	429,443	△1,237,937
現金及び現金同等物の期首残高	3,026,262	3,455,706
現金及び現金同等物の期末残高	* 3,455,706	* 2,217,768

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	2年～60年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更】

(1株当たりの当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
車両運搬具	1,521千円	—

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	11,244千円	7,916千円
工具、器具及び備品	3,023	2,005
原状復旧費用	9,005	8,623
ソフトウェア仮勘定	—	3,360
計	23,273	21,905

※3 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
盛岡	店舗	建物他	1,959
ジャスコ秦野	店舗	建物他	3,092
佐世保	店舗	建物他	4,332

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9,384千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物7,374千円、工具、器具及び備品2,010千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
春日部	店舗	建物他	3,325
銀座	店舗	建物他	14,124
倉敷	店舗	建物他	2,420

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19,870千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物11,798千円、工具、器具及び備品8,072千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりません。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

※4 災害による損失

東日本大震災の影響によるものであります。

なお、災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
本社 設備修繕費等	270千円	—
その他	790	—
工場 設備修繕費等	4,374	—
たな卸資産廃棄損	1,645	—
店舗 設備修繕費等	4,476	—
たな卸資産廃棄損	586	—
計	12,142	—

※5 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	124,514千円	109,515千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,243,000	—	—	4,243,000
合計	4,243,000	—	—	4,243,000
自己株式				
普通株式 (注)	60	78	—	138
合計	60	78	—	138

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加78株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,256
合計		—	—	—	—	—	2,256

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	190,932	45	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	148,502	35	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	233,357	55	平成23年3月31日	平成23年6月29日

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,243,000	—	—	4,243,000
合計	4,243,000	—	—	4,243,000
自己株式				
普通株式(注)	138	21	—	159
合計	138	21	—	159

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加21株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,626
合計		—	—	—	—	—	5,626

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	233,357	55	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	127,285	30	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212,142	50	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	3,455,706千円	3,217,768千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△1,000,000
現金及び現金同等物	3,455,706	2,217,768

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	35,229	35,229	—
ソフトウェア	12,850	8,994	3,855
合計	48,079	44,224	3,855

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	12,850	11,564	1,285
合計	12,850	11,564	1,285

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,677	1,367
1年超	1,367	—
合計	4,044	1,367

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
支払リース料	10,801	2,756
減価償却費相当額	10,233	2,569
支払利息相当額	198	78

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3月 31日)	当事業年度 (平成24年 3月 31日)
1年内	12,088	13,198
1年超	6,044	45,096
合計	18,133	58,295

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に資金運用目的の債券及び業務上の関係を有する企業等の株式であり、債券は債券発行体の信用リスク、株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払消費税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。長期未払金は、退職金制度の打切支給に係る債務であり、退職時に支給する予定であります。これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,455,706	3,455,706	—
(2) 売掛金（※）	907,495	907,495	—
(3) 投資有価証券	159,019	159,019	—
(4) 敷金及び保証金	860,191	772,510	△87,680
資産計	5,382,412	5,294,732	△87,680
(1) 買掛金	143,570	143,570	—
(2) 未払金	740,954	740,954	—
(3) 未払法人税等	277,084	277,084	—
(4) 未払消費税等	63,201	63,201	—
(5) 長期未払金	111,868	90,807	△21,060
負債計	1,336,678	1,315,618	△21,060

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,217,768	3,217,768	—
(2) 売掛金（※）	1,066,744	1,066,744	—
(3) 投資有価証券	277,474	277,474	—
(4) 敷金及び保証金	811,669	748,571	△63,097
資産計	5,373,656	5,310,558	△63,097
(1) 買掛金	145,177	145,177	—
(2) 未払金	783,571	783,571	—
(3) 未払法人税等	343,174	343,174	—
(4) 未払消費税等	54,172	54,172	—
(5) 長期未払金	107,820	93,014	△14,805
負債計	1,433,915	1,419,110	△14,805

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内（千円）
現金及び預金	3,455,706
売掛金	907,495
投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	4,363,201

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）
現金及び預金	3,217,768	—
売掛金	1,066,744	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
その他	—	50,000
合計	4,284,513	50,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,400	12,938	1,461
	(2) 債券	—	—	—
	小計	14,400	12,938	1,461
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	144,619	176,707	△32,087
	(2) 債券	—	—	—
	小計	144,619	176,707	△32,087
合計		159,019	189,646	△30,626

当事業年度 (平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	88,351	86,739	1,612
	(2) 債券	—	—	—
	小計	88,351	86,739	1,612
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	139,232	166,961	△27,729
	(2) 債券	49,890	50,000	△110
	小計	189,122	216,961	△27,839
合計		277,474	303,701	△26,227

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	1,482	—	292
(2) 債券	—	—	—
合計	1,482	—	292

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について11,162千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について9,051千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は当事業年度より確定拠出年金制度を採用しております。

また、退職給付会計に関する実務指針第33項の例外処理を行う制度である東京化粧品厚生年金基金に加入しておりましたが、平成23年7月1日付で同基金を脱退し脱退に伴う特別掛金772,147千円が発生いたしましたので、特別損失に計上しております。

なお、この制度に関する事項は次のとおりであります。同基金を脱退しておりますので、当事業年度につきましては記載しておりません。

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	43,050,911千円
年金財政計算上の給付債務の額	51,051,562千円
差引額	△8,000,650千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

8.810% (平成22年3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高8,000,650千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、残存償却年数は20年であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用 (千円)	233,773	77,200
(1) 厚生年金基金掛金 (千円)	233,773	60,138
(2) 確定拠出年金掛金 (千円)	—	17,061

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費	2,256	3,369

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名、当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 37,400株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	付与日（平成22年7月30日）以降、権利確定日（平成24年7月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成22年7月30日 至平成24年7月30日
権利行使期間	自平成24年7月31日 至平成31年7月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	37,400
付与	—
失効	100
権利確定	—
未確定残	37,300
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	平成22年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,540
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	181

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
未払事業税	24,262千円	27,511千円
未払事業所税	5,094	4,608
役員賞与引当金	6,937	6,537
未払賞与	57,704	64,206
未払費用	10,676	4,400
ポイント引当金	165,403	162,616
資産除去債務	162	500
繰延税金資産 (流動) 合計	270,241	270,382
繰延税金資産 (固定)		
一括償却資産	14,821	13,647
減損損失	50,359	49,069
減価償却限度超過額	1,196	3,949
貸倒引当金	1,083	4,962
会員権評価損	8,876	7,774
投資有価証券評価損	8,922	11,443
未払退職金	45,519	38,718
その他有価証券評価差額金	8,472	6,200
資産除去債務	100,321	93,681
小計	239,574	229,447
評価性引当額	△39,439	△42,120
繰延税金資産 (固定) 合計	200,134	187,326
繰延税金負債 (固定)		
固定資産圧縮積立金	△12,398	△10,332
資産除去債務に対応する除去費用	△32,018	△29,472
繰延税金負債 (固定) 合計	△44,416	△39,804
繰延税金資産 (固定) の純額	155,717	147,521
繰延税金資産の純額	425,959	417,903

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1	6.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	△0.2
住民税均等割	1.7	3.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	6.5
その他	△0.5	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9	57.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は39,363千円減少し、法人税等調整額が39,360千円、その他有価証券評価差額金が2千円、それぞれ増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パビリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数(15年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に1.744%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パビリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数(主に50年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に2.585%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	233,989千円	246,950千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,768	15,857
時の経過による調整額	3,871	4,109
資産除去債務の履行による減少額	△4,679	△2,745
期末残高	246,950	264,171

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

II 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項 目	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	2,059.96円	2,037.45円
1株当たり当期純利益金額	159.08円	61.14円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	－円	61.14円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	674,969	259,421
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	674,969	259,421
期中平均株式数（株）	4,242,910	4,242,857
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	550
（うち新株予約権（株））	－	(550)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数374個）。 これらの概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	――

（会計方針の変更）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、159円01銭であります。

(重要な後発事象)

(「従業員持株会信託型E S O P」の導入について)

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会においてその詳細を決議しております。

(1) 本制度の導入趣旨

当社は、当社従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を導入するものであります。

(2) 本制度の概要

本制度は、「シーボン従業員持株会」(以下、「持株会」)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」)を設定し、持株会信託は持株会が今後4年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(3) 持株会信託の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 委託者 | 当社 |
| ② 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| ③ 受益者 | 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者 |
| ④ 信託契約日 | 平成24年5月16日 |
| ⑤ 信託の期間 | 平成24年5月16日～平成28年6月30日 |
| ⑥ 信託の目的 | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付 |

(4) 持株会信託による当社株式の取得の内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ① 株式の取得方法 | 東京証券取引所の終値取引(T o S T N e T - 2)による取得 |
| ② 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③ 取得した株式の総数 | 199,200株 |
| ④ 取得価額の総額 | 309,955千円 |
| ⑤ 取得日 | 平成24年5月18日 |

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		第一三共(株)	50,000	75,400
武田薬品工業(株)	20,100	73,264		
(株)資生堂	10,000	14,280		
(株)コーセー	7,586	14,223		
花王(株)	5,000	10,860		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	24,800	10,217		
(株)マンダム	4,800	9,964		
(株)大和証券グループ本社	30,000	9,810		
(株)ノエビアホールディングス	7,000	6,328		
(株)ハウスオブローゼ	1,000	1,282		
その他 (3銘柄)	1,103	1,953		
計		161,389	227,584	

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		シルフリミテッド シリーズ1049	50,000	49,890
計		50,000	49,890	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,318,418	135,513	50,293 (11,798)	4,403,638	2,301,485	173,926	2,102,152
構築物	334,761	10,599	—	345,360	210,987	12,249	134,373
機械及び装置	336,353	40,120	732	375,740	329,255	14,877	46,484
車両運搬具	59,847	9,404	1,779	67,472	51,612	5,841	15,859
工具、器具及び備品	1,171,327	67,113	130,278 (8,072)	1,108,161	917,346	68,009	190,814
土地	1,376,454	—	—	1,376,454	—	—	1,376,454
建設仮勘定	32,186	34,443	20,846	45,783	—	—	45,783
有形固定資産計	7,629,347	297,194	203,930 (19,870)	7,722,611	3,810,687	274,904	3,911,923
無形固定資産							
ソフトウェア	182,646	35,372	—	218,018	175,781	10,214	42,236
ソフトウェア仮勘定	3,874	7,695	11,570	—	—	—	—
電話加入権	78,337	—	—	78,337	—	—	78,337
その他	1,950	—	—	1,950	1,385	129	564
無形固定資産計	266,808	43,068	11,570	298,306	177,167	10,344	121,139
長期前払費用	46,389	8,443	7,288	47,545	27,587	9,939	19,957

- (注) 1. 建物の当期増加額は、本社(53,845千円)、店舗(81,667千円)であります。
 2. 工具、器具及び備品の当期減少額は、本社(92,835千円)、店舗(27,662千円)、工場(9,780千円)であります。
 3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,683	14,470	1,196	2,487	14,470
賞与引当金	20,949	26,081	20,949	—	26,081
役員賞与引当金	17,050	17,200	17,050	—	17,200
ポイント引当金	406,497	427,826	—	406,497	427,826

- (注) 貸倒引当金及びポイント引当金の当期減少額の「その他」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分		金額 (千円)
現金		27,400
預金の種類	当座預金	1,699,597
	普通預金	451,615
	定期預金	1,000,000
	定期積金	30,038
	その他	9,117
小計		3,190,368
合計		3,217,768

b. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三井住友カード(株)	261,589
(株)ジェーシービー	219,070
(株)オリエントコーポレーション	167,654
三菱UFJニコス(株)	136,279
ユーシーカード(株)	60,289
その他	222,619
合計	1,067,502

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
907,886	14,970,322	14,810,706	1,067,502	93.3	366 24.15

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c. 商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品	
メイク品	78,364
化粧品雑貨・美容関係器具類	20,514
食品	10,864
その他	2,519
小計	112,262
製品	
スキンケア	
ベーシック	74,863
スペシャル	182,339
メイクアップ	16,896
その他	8,444
小計	282,543
合計	394,806

(注) 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。

ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品

スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

d. 仕掛品

区分	金額 (千円)
スキンケア	
ベーシック	17,939
スペシャル	34,148
メイクアップ	369
その他	2,723
合計	55,180

e. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
原料	28,931
資材	
ボトル	45,402
チューブ	38,282
パッケージ	27,926
キャップ	26,813
その他	86,899
小計	254,255
貯蔵品	
販売促進用製品等類	89,059
消耗品類	55,453
小計	144,512
合計	398,768

f. 敷金及び保証金

区分	金額 (千円)
直営店舗敷金	797,270
社員寮敷金	9,261
その他	5,137
合計	811,669

② 負債の部

a. 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)吉野工業所	22,635
東色ピグメント(株)	22,302
(株)ハタ	19,391
(株)宮本	12,712
興亜硝子(株)	12,517
その他	55,617
合計	145,177

b. 未払金

区分	金額 (千円)
給料手当	430,775
法定福利費	55,731
設備関係	31,038
その他	266,026
合計	783,571

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	3,562,022	7,078,332	10,666,755	14,228,157
税引前四半期 (当期) 純利益金額又は税引前四半期純損失金額 (△) (千円)	△479,880	△47,481	323,907	603,370
四半期 (当期) 純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (千円)	△293,725	△52,136	141,810	259,421
1株当たり四半期 (当期) 純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△69.23	△12.29	33.42	61.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△69.23	56.94	45.71	27.72

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.cbon.co.jp/company/
株主に対する特典	株主優待制度 毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上保有の株主に対し、一律に年一回、自社製品を贈呈する。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款にて定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第46期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成23年11月14日関東財務局長に提出

事業年度（第46期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成24年3月15日関東財務局に提出

事業年度（第46期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月29日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第47期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

（第47期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出

（第47期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成23年11月14日関東財務局長に提出

（第47期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 臨時報告書

平成23年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

株式会社 シーボン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーボンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボンの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーボンの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーボンが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。